

松江市火災予防条例施行規則及び消防法の施行に関する規則の一部を改正する規則

(松江市火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 松江市火災予防条例施行規則（平成17年松江市規則第268号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(林野火災に関する注意報) 第5条の2 条例第29条の8に規定する林野火災に関する注意報について、林野火災の予防上注意を要すると認める気象状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1)・(2) 略 <u>2 前項の林野火災に関する注意報の発令の対象となる期間は、1月1日から5月31日までの間とする。ただし、市長が林野火災の予防上特に注意を要すると認めるときは、この限りでない。</u> <u>3</u> 市長は、<u>第1項</u>の林野火災に関する注意報を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならない。	(林野火災に関する注意報) 第5条の2 条例第29条の8に規定する林野火災に関する注意報について、林野火災の予防上注意を要すると認める気象状況は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 最高気温が30度以上の日が2日以上連続し、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下のとき。</u> <u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の林野火災に関する注意報を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならない。

(消防法の施行に関する規則の一部改正)

第2条 消防法の施行に関する規則（平成17年松江市規則第269号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(火災に関する警報) 第3条 略 2 山林、原野等における火災の予防を目的とした警報について、火災の予防上危険であると認める気象状況は、風速毎秒12メートル以上となる見込みのときであって、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1)・(2) 略 <u>3 前項の警報の発令の対象となる期間は、1月1日から5月31日までの間とする。ただし、市長が山林、原野等における火災の予防上特に危険であると認めるときは、この限りでない。</u> <u>4</u> 市長は、<u>第1項及び第2項</u>の警報を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならない。	(火災に関する警報) 第3条 略 2 山林、原野等における火災の予防を目的とした警報について、火災の予防上危険であると認める気象状況は、風速毎秒12メートル以上となる見込みのときであって、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 最高気温が30度以上の日が2日以上連続し、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下のとき。</u> <u>3</u> 市長は、<u>前2項</u>の警報を伝達するために必要な施設を利用することができる。この場合において、市長は、あらかじめその施設の所有者の承諾を得ておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。